

## いのちを大切にする安全な社会づくりをめざして

飯 考 行（専修大学法学部教授）

〔2021年3月6日 オンライン（専修大学神田校舎，女川町まちなか交流館より配信）〕

### はじめに

2021年3月6日（土）13時から16時過ぎまで、シンポジウム「いのちを大切にする安全な社会づくりをめざして——一般社団法人健太いのちの教室設立記念」が、オンラインで開催された。専修大学法学研究所、専修大学法社会学ゼミナールと一般社団法人健太いのちの教室の共催である。

もともと、前年の同時期に専修大学神田校舎での開催を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の関係で延期し、対面方式を断念した経緯がある。パネリストは、専修大学神田校舎10号館教室（東京会場）、宮城県女川町まちなか交流館（女川会場）と、各自の自宅等から、オンライン（zoom）を通じて登壇した。

このシンポジウムは、2011年3月11日に発生した東日本大震災の犠牲となった本学卒業生の田村健太さん（2018年法学部卒・25歳で逝去）の両親である田村孝行・弘美夫妻が代表理事を務める、一般社団法人健太いのちの教室の設立を契機に開催された。

田村健太さんは、勤務先である七十七銀行女川支店（宮城県女川町）で被災した。健太さんは、七十七銀行があらかじめ規定していた防災マニュアルに従って、同僚とともに高さ約10mの2階建ての屋上に避難したが、約20分後に押し寄せた高さ約20mの大津波に飲み込まれた。七十七銀行女川支店では、健太さん以外にも3人が落命し、8人がいまだ行方不明となっている。健太さんのご両親である田村孝行・弘美夫妻は、ご子の命が奪われた事故原因の解明とその責任を問い続け、裁判を起こすとともに、事故の再発防止といのちの大切さを伝える活動を行っており、夫妻が中心となって2019年11月に法人を設立したものである。

当日は、田村夫妻により東日本大震災後の活動や亡きご子息への思いをお話いただいた後、上記法人の多数の世話人に挨拶をいただいた。そして、パネルディスカッションで、田村夫妻が交流を行う事故遺族である美谷島邦子（いのちを織る会代表理事、

日本航空123便墜落事故遺族), 市川正子(赤とんぼの会代表, シンドラー社エレベーター死亡事故遺族), 加山圭子(紡ぎの会代表, 東武伊勢崎線竹ノ塚駅踏切死傷事故遺族)の各氏と, 防災と被災者の生活再建支援に積極的に取り組んでいる永野海弁護士にお話をうかがい, 飯がコーディネーターを兼任した。最後に, パネリストを含む多くの遺族に寄り添ってこられた柳田邦男氏(作家・評論家)に, まとめのお言葉をいただいた。全体の進行は, 松野芳子氏(フリーアナウンサー)にお引き受けいただいた。

シンポジウムの概要を, 以下に記載する。ただし, 紙幅の関係で要点をまとめたものに過ぎず, 多くの部分を割愛している。文責は筆者にあり, 必ずしも正確ではない部分がありうることに留意されたい。

## 1. 主催者挨拶

開会に際して, 一般社団法人健太いのち教室代表の田村孝行氏と, 専修大学法学研究所と専修大学法社会学ゼミナールに所属する飯より, 主催者として挨拶を行った。

以下は, 飯の発言内容である(事前作成の挨拶文案より)。

本日は, 多くの皆様のご来場をいただきましてありがとうございます。

田村ご夫妻とは, 6年前, 女川の慰霊碑前で語り部をされていた折にたまたま知己を得て, ご子息が専修大学法学部卒業というご縁で, 親しくさせていただいています。毎年のように, ゼミナールでの調査訪問や, 専修大学の授業での講話で, お世話になっている次第です。

法律の学問は, 制定された法の中身をいかに理解, 説明するかという, 条文解釈が中心です。しかし, 田村ご夫妻からは, 当事者の視点で, 裁判にいたった経緯や, ご子息を亡くされた思いなどを伺い, 学生も私も, 人間や社会との関わりで, いわば生きた法を学び直す機会をいただき, 感謝しております。

田村ご夫妻は, このたび, かけがえのないご子息を生かし続け, その命から学ぶ趣旨で, 「健太いのちの教室」という法人を立ち上げられました。東日本大震災の発災から10年が経過しつつあります。そのご活動は, 様々な事故の犠牲者ご遺族や防災その他の様々な分野の専門家と連携して, 津波災害への対応や企業防災のあり方にとどまらず, いのちの大切さの根本を問い直し, 市民が自然の中でともに支え合い生きる共生社会と, そのための法を含む制度づくりを実現しようとする, 息の長いものにお見

受けします。今後とも、学生、当方や専修大学に学びの機会をご提供いただければ、これに勝る喜びはありません。

今回のオンラインと、女川会場と東京会場からの配信で、三浦隆一さん、松野芳子さんにご協力いただきました。通信が不安定になる可能性はありますが、その場合はご容赦下さい。

以上で、ご挨拶に代えさせていただきます。

## 2. 田村孝行・弘美

### 「大切な命を守る企業防災・組織防災——語り継ぐ命・守られた命・守るべき命」

次に、田村ご夫妻に、女川会場より、パワーポイントによる画像の映写を交えて、東日本大震災でご子息を亡くされた後の経過とご子息への思いを中心に、ご講話いただいた。

以下は、田村夫妻による講話の概要である（ご提供いただいた読み上げ文案に若干の字句修正を行った）。(1)から(5)までは孝行氏により、(6)から(10)までは弘美氏により、それぞれ語られた。

#### (1) 挨拶

本日は、一般社団法人健太いのちの教室設立記念シンポジウムへご参加いただきまして、ありがとうございます。オンラインとなりますがよろしく願いいたします。

健太いのちの教室は、息子健太のいのちから学んでいることを皆様と共有し学習する場と考えました。2019年11月22日に設立し、2020年4月よりスタートしました。ひとえに、これまで、私たちがご縁をいただきました皆様のお力添えがあったからこそ設立できたと深く感謝申し上げます。

設立にあたり、これまで深く私たちに寄り添っていただき、またご助言もいただきました方々に、ご無理申し上げ世話人に就任していただきました。

御礼申し上げます。また開催にあたり、専修大学の多大なるご配慮に感謝申し上げます。

#### (2) 津波事故の概要

これからこの10年間の足跡をお話しさせていただきます。

七十七銀行女川支店津波事故の概要をお話しさせていただきます。この事案は拘束された管理下の中で起きた大きな労働問題です。

2011年3月11日東日本大震災。東北の沿岸部を呑み込んだ大津波。町の指定避難場所である高台に避難して助かった人たちがいる一方で、避難場所の高台に逃げずに、銀行の支店に留まる様に指示された行員12人が犠牲になりました。息子は、その1人です。

なぜ目の前に高台があったのに逃げるができなかったのか、なぜ屋上だったのか、疑問が今も消えません。不条理なその犠牲に想定外だった、仕方がなかったとせず、一つひとつを検証し、教訓としなければ、同じことが繰り返されてしまいます。これを機に、企業の防災のあり方を今一度考えていただきたい。

宮城県女川町は、宮城県北東部、太平洋三陸海岸（リアス式海岸）に位置しています。過去にも何度も津波が押し寄せている常襲地帯で津波の歴史のある町です。震災1年前もチリで発生した地震から女川に1mの津波が来ています。女川湾の場合、湾の入り口がリアス式海岸の特徴のV字となっており、その入り口は2.5kmと三陸海岸でも一番狭く津波が来たら、水かさが2倍3倍と増える立地。山へ逃げるのが鉄則とされていた地域です。屋上は次の逃げ場を失い、流出物が流れ込み、危険が伴います。

この町は海を埋め立てた町です。パワーポイントの右側の赤色のところが町の指定避難場所、高台堀切山です。堀切山は、昭和63年から日本で初めて国土交通省が土砂災害を防ぐ砂防工事をしました。山を切り崩し、海拔16m平場を造り病院を建て、その山の土で更に海を埋め立て、土地を造成し町を作りました。そして山には避難場所をつくる、土砂災害を防ぐ、土地の有効活用した一石三鳥の工事でした。まさしくそこは女川町の指定避難場所だったので。

銀行は、代表的なV字型湾である女川湾の岸壁から100mしか離れていない埋め立て地に立地していました。銀行から高台へは260m、ゆっくり歩いて3分、走れば1分、目の前でした。さらに標高50mの神社があり、高台へ上がれば次々と上に上がることができました。

2011年3月11日、午後2時46分女川町は震度6弱を記録、3分ほどの大きな揺れの後に、気象庁は宮城県に6mの大津波警報を発令。生還した行員の証言によれば、その頃、女川支店内では、外回りに出ていた支店長が不在で、本店からも、次席者からも、何の避難の指示も出せずに、茫然と片付けをして、支店長の帰還を待っていました。当時、客は2人おり、自ら避難しました。午後2時55分頃支店長が戻り、店舗内

の施錠、書類等金庫への格納、屋上の扉を開けろ、屋上から海を見ている、と指示を出します。高台へ行こうとする行動は全くとられていませんでした。

そして、15時14分に大津波警報が10mに切り替わりました。女川町では、すぐに防災無線で「危機迫る大津波が押し寄せる情報を何度も呼びかけていました。女川防災課によれば、女川湾に白波が押し寄せてるのがはっきりとわかり、最後は「逃げろー」と強く叫んだそうです。銀行本店は、その情報も得ず、何の指示も出していませんでした。

支店長の了解を得て帰ったパート従業員1人を除く13人は、支店長の指示により、10mしかない屋上にとどまり、最終的に逃げ場を失い、さらに狭い直角のハシゴを使い塔屋へ登るしかありませんでした。行員は絶対の上司の指示により、その場に待機しなければならなかったのです。逃げたくとも逃げることはできなかったのです。最終的に、切迫した中で、支店長1人の判断指示により、全員が屋上にとどまり、1人は奇跡的に生還しましたが、12人が犠牲になり、うち8人は今も行方不明のままです。

生還した行員の証言によれば、息子は「時間があるから高台へ行ける」という言葉を残していました。信頼する会社と日頃から慕う支店長の指示に疑問を持ちながらも、息子はその指示に従わざるをえなかったのです。女性行員は、石巻、女川に住み、この場にいることがどんなに危険なことなのか知り尽くしていた人たちでした。

結果、高台の病院の1階天井近くまで、20m近くの津波が押し寄せましたが、そこに避難した住民の皆さんは、海の様子を見ながら、より早くより高く安全な場所へと、また敷地内にある4階建ての病院の中へ、そしてさらに上にある神社へ登りました。避難した600人以上のほとんどの人が、無事生命を守り切ることができたのです。情報もありました。津波襲来まで30分以上もの時間もありました。

女川には、他に4社の金融機関がありました。全て、海から100m前後に位置しています。石巻信用金庫は、すぐに女性行員を堀切山に徒歩で避難させ、男性行員は車にエンジンをかけ、いざという時に避難しました。漁連は、前の年にチリで起きた地震で発生した津波の経験から、次に有事が起きた際は何も取らずに直ぐ逃げようとして取り決めをしていました。仙台銀行も、外訪から戻った行員が危ないから逃げようと、全て3時前に避難し、その全てが的確な判断のもと、職場では従業員の誰1人も犠牲者を出していません。その結果、地域の特性を考えた避難行動と部下からの意見を柔軟に聞き入れる社内の雰囲気は避難の行動にも現れ犠牲者を出さなかったのです。

息子の銀行の防災プランでも、その堀切山を避難場所としていました。行員の持つ

## 町の指定避難場所堀切山まで走れば1分



被災した銀行の立地

ている災害カードの避難場所も高台堀切山で、屋上の文字は一つもありません。銀行の説明によれば、平成21年（震災発生3年前）の防災プラン改定時に、堀切山よりも低い銀行の屋上を堀切山と並列の場所として付け加えたと説明しました。県想定的女川町の津波高は、5.9mのため、10mの屋上で大丈夫だったというものでした。女川の立地と津波の歴史を踏まえれば、海の目の前にいながら、屋上の避難場所を付け加えることに十分な審査が必要だったと強く感じています。女川の地域性など全く考慮されていませんでした。何の目的があって目の前の高台より低い屋上を避難場所としなければならなかったのか、大きな疑問が残ります。

この支店建物は、津波避難ビルに認定されているものでもありません。「内閣府津波ガイドライン」では、津波避難ビルは高台に避難できない場合の次善の手段であり、「地域住民等の生命の安全を確実に担保するものではない」とされています。そして、防災プランを改訂するうえで、町の防災課に行き相談することもなく、支店長への防災教育も、支店全員で堀切山へ行く避難訓練も実行されていませんでした。本店からの的確な指示も出せず、支店長不在の初動には、次席者からも何の指示も出せなかった。素人から見ても、防災意識、危機意識の欠如が招いた結果と思わざるをえないものでした。

### (3) 銀行の事後対応と裁判に至る経緯

震災発生後、銀行からは行員家族へ安否の連絡がありませんでした。3月13日、私たち家族は自ら銀行本店に出向き、息子の行方を確認に行きました。銀行の人は私たちに会うこともなく、内線の電話で支店長から「これから屋上に行きます」と一報が入っているだけと告げるだけでした。銀行は、この惨事を自然災害のせいとし、その事実をしっかり向き合うこともなく、震災から半年後、支店長の判断はやむを得なかったと、道義的責任にとどまると発言をしました。行員は発見されてもされなくとも、翌年の3月31日付で死亡退職と書面で示され、殉職扱いではありませんでした。

なぜ助けることができなかったのか、何が間違っていたのか、真実が知りたくて、私たちは、家族会を立ち上げ、銀行側と話し合いの場を設けました。翌年の3月まで5回ほど話し合いをしましたが、銀行は震災の3月11日まで銀行の防災プランは間違っていなかったと言い切りました。

話し合いは平行線で終わり、その後も私たち家族は、話し合いを望みましたが、銀行は一方的に話し合いの場を断ち切り、弁護士会の震災ADRと調停を提示してきました。誠意の感じられない銀行の対応に憤りを感じました。話し合いの場が絶たれた私たち3家族は、企業管理下で起きた労働災害を「未曾有の災害」で終わらせないため、断腸の想いで提訴に踏み切りました。

### (4) 裁判

裁判は、第一審の仙台地方裁判所、第二審の仙台高等裁判所とも敗訴で、最高裁判所は三行半で上告を棄却するという、冷ややかな判断でした。私たちは、最後まで津波避難の事前の備えとして高台があったにもかかわらず「なぜ屋上を追加したのか」を問い続けました。

第一審判決で、経済合理性の観点から防災で民間は行政より高い投資は要らないなどの理由で、請求は認められませんでした。第二審判決の高裁では、「津波の高さの予想にかかわらず安全な場所に避難すべきである」という私たちの思いの言葉を引き出しました。要は、「堀切山に逃げていれば助かった命だった」ということでしたが、請求は棄却されました。

命に関わる重大な惨事として審理を行い、将来に向けて企業防災の指針を示してほしかった。真実が通らない裁判に疑問を感じています。現在は、その経験から、民事裁判においても、一般常識を反映するために、刑事重罪事件に導入されている裁判員

制度のような、市民の司法参加制度を検討する余地があるのではないかと考えています。

#### (5) 人の命を第一に考える社会に向けて

東日本大震災は、平日の日中に起きました。それぞれが組織の中にいました。今の日本企業においては、従業員は、平時において使用者に拘束されていることから、有事だからといって、従業員自らがその拘束を解くことは極めて難しい状況だったのです。

だからこそ、有事においては、雇用主である企業が責任を持って、従業員の身体生命を守らなければなりません。その場のリーダーの判断が多くの命を左右するため、リーダーには的確な判断能力が必要不可欠です。そのためにも企業全体で防災の意識を高め、危機意識、危機管理能力を自ら高めていかなければならないと強く思っています。管理下の中において、日常が非日常に変わった時に、本当に企業は従業員の命を守ることができるのでしょうか。

危機意識の欠如の問題だけではなく、組織の中に目に見えない強い拘束が存在し、緊急時の対応に悪影響する要因があります。それを回避するには、指示する雇用主は、従業員の命を守り切るため、あらゆる知恵を出した事前の備えとその備えを行動にできる訓練が必要と考えます。

最終的に、緊急時には、従業員が自ら危険と感じたなら自分の判断で逃げても良いという備えがあっても良いのではないのでしょうか、その取った行動におとがめをすることのない企業の柔軟な考え姿勢が必要だと思います。そうしなければ、働く者の命は保障されないと私たちの経験から強く思います。

その一方で、生死を分けた的確な避難の判断をした企業もありました。宮城県石巻市の日本製紙石巻工場は、道路一本を隔てて海岸があります。2010年2月チリの地震により日本で初めて沿岸部に3mの津波警報が出た時、その工場は高台避難をしませんでした。しかし、翌日の反省会で、「津波警報が出たら今後は高台へ」と決めました。3月11日の東日本大震災で、総務課は、車のテレビやラジオで津波情報を集め、拡声機を手にして、市の指定避難場所の日和山への高台避難を呼びかけました。従業員の中には、「車を取りに行きたい、鍵を取りに行きたい」など要望が出始めました。「どうせ津波は来ないのだから」と怒号も飛んだ時、拡声機を手で「これは業務命令だ、業務違反するな」と叫んで避難を促し、午後3時15分、工場内従業員1306人は、高台

の日和山に避難し、全員が命を守り抜きました。その後も、次の災害への備えを行うため、当時の避難行動を検証し、次への備えをしています。

私たちは、この事案から、企業の従業員への安全への備え、また企業の遺族への事後対応等の罹災者支援に疑問を感じてきました。人の力があって企業は成り立っています。命が守られなければ、事業継続などできません。私たちのその経験から企業防災は、人命優先・共助・安全が確認されたら事業継続、そして安全配慮とは事前の準備、予防責任です。命を守る備えが、最も重要だと感じています。万が一従業員の身体生命に死傷があった場合、企業は罹災者と同じ目線で寄り添い、原因究明と改善が必要と痛感しています。このような安全計画と罹災者支援を両輪としたものが、今後に兼ね備える本当の危機管理マネジメントと考えています。最後に、現在の日本には原因究明と改善を強制的に指示する仕組みがありません。安全社会に向けての法的施策を、権限をもった独立機関の設置などを視野に入れて検討し、明日は我が身と考え、一緒に安全な社会になるように考えていただけたら幸いです。

群馬県上野村に位置する御巢鷹山は、1985年8月12日にJAL123便が墜落し520名が尊い命を失った場所です。毎年慰霊登山が行われ、その場所には様々な事故、災害で大切な人を突然失った遺族も登り、集います。その様々な遺族は、それぞれ「人の命を第一に考える社会に向けて」活動しています。同じスローガンを持っている方々のつながりから勇気をいただき、生きる源となっております。遺族が声を上げ続けなければいけない社会でなく、遺族にならないような安全な社会に向けて、皆様と連携を取りながらこれからも声を上げていきたいと思えます。

## (6) 被災直前を振り返って

息子は毎週末、1週間分のワイシャツの汚れ物を持って、石巻の単身寮から自宅に帰っていました。そして日曜の夕方、サザエさんのテレビを見ながら家族揃って食事をとる。子供たちが幼い頃からの日曜日、夕方の風景なんです。食後、好物のマカロンを、息子は「うまい」と言ってほおばっていました。穏やかな家族の団らんがありました。

3月5日の日曜日、今週は車の点検があるから金曜夜に帰るね、と息子は席を立ちました。「じゃあまた、1週間頑張ってるね」と寮に帰る息子を、皆で玄関ポーチから見送りました。車に乗った息子は、「じゃあね」と窓を開けて笑顔で手を振り、車を走らせました。それが最後に見た息子の姿です。

震災2日前、3月9日の水曜日、お昼の12時ちょっと前、宮城県に震度5弱の地震がありました。その頃、99%の確立で宮城県沖地震が起きると言われていました。その時、息子から直ぐに「大丈夫」とメールが届きました。テレビを見れば、東北沿岸に黄色いライン。津波注意報です。職場に居た私は、女川は大丈夫だろうかと思っているうちに、注意報は解除し、夕方のニュースで女川に5センチの津波が到達していたことを知りました。その時、息子から「大丈夫だった？」と自宅に電話が入りました。「そっちこそ大丈夫だったの、津波来てたんだね」と私が聞くと、「大丈夫だったよ」と、職場が特段変わらず通常営業だったと伝えてきました。

その時、女川では防災無線で、海から離れ、高台への避難を呼びかけていました。あの時、会話の中で、私から避難について強く伝えていたならば、あの日の行動は違っていたのではないだろうか、後悔の思いがつのります。会話はすぐに、19日に引越する準備の話になりました。单身寮を出てやっと自立することができる喜びに、息子の声は凄く弾んでいた。それが息子と交わした最後の会話です。

3月11日、尋常でない揺れでした。介護施設で働いていた私は、利用者を守ることで精一杯でした。携帯をいくら探しても、息子からのメールも着信歴も入っていませんでした。暗闇の中、ラジオからは、耳を疑うような情報が飛び交います。女川はどうなっているんだろう、銀行の人たちはどこに逃げたんだろうと、不安ではありましたが、銀行の避難に疑いは持ちませんでした。この様子では、2、3日は息子とは会えないかもしれない、早く会いたい、そんなことばかり考えていました。その日から、私たちの生活は一変しました。

## (7) 息子・健太のこと

ここで少し、息子・健太の話をさせてください。1985年、暑い夏が過ぎ、自宅庭にコスモスの花が咲き乱れる頃、9月に息子は産まれました。丸々と元気な男の子でした。元気いっぱい、裸足で駆け回るやんちゃぶり、天気の良い日には庭先で1日中砂場遊びに夢中です。そのしぐさすべてがいとおいと思えました。

チームの要、采配が勝負を決めると自負。小3から大学までキャッチャーにこだわった息子の野球でした。ONE FOR ALL、夢に向かって一致団結、強気の姿勢で責めた全国野球大会宮城大会ではベスト8。白球を追いかけ、汗を流したその姿はとても輝いていました。勝利したときのガッツポーズは、今も目に焼き付いています。

念願だった地元銀行への就職、新入行員として地域のお祭り、仙台青葉祭りに参加



最後の家族写真

しました。大学があった東京でそのまま就職することを考えていた息子でしたが、できるなら地元宮城に帰ってきてほしいと願う私たちの想いを汲んでくれました。親孝行のつもりで選んだ会社でした。地域に貢献し、社会人として自信と誇りに満ちていました。新緑の中を力強く、山鉾を引く健太を頼もしく思えました。

たまには外で一緒に食事をしようと、娘の誕生日記念にとフレンチレストランを予約しました。庭にはノースポールが咲き、雰囲気の良いお店でした。食事後に、お店の方に頼んで写真を撮っていただきました。照れくさがっていた息子ですが、すんなりと収まってくれました。この写真が最後の家族写真です。息子との25年の日々、私たちに幸せをくれた尊い時間でした。ささやかでいい、家族が揃ってごくごく普通の平凡な生活を送れることが、何よりも幸せなことと、息子が教えてくれました。

#### (8) 震災後のこと

震災翌日の女川は壊滅的でした。私たちは道路状況からすぐには女川へ行けませんでした。3月19日、私たちは、銀行のバスで初めて女川に入りました。町は津波に根こそぎはぎ取られ、この世に何が起きたのだろうか、我が目を疑う光景。重油や魚の生臭いニオイが充満していました。健太はどこにいるのだろうか、避難所になっていた女川総合体育館に連れて行ってもらいました。

混乱状況の中、避難者名簿から私は必死に健太の名前を探しました。避難所の奥には遺体安置所があり、目を背けました。健太はきっと生きてると信じて、それから毎日のように女川の浜という浜を探し続けました。季節が巡るのも気づかず、闇の中を駆け回るようでした。7月初旬、ふっと見るとスカイブルーの綺麗な海が目に入りました。いつの間にか夏になっていました。

震災から半年後の9月、息子は支店から3 kmほど流された女川湾海上で発見されました。警察からの連絡で、安置所に来て下さいと言われていましたが、息子との対面は果たされませんでした。着ていた衣類を並べてもらい、確認作業が行われました。仕事をしていたままの姿、上着と靴がなかっただけで、ネクタイにネクタイピンまでありました。すべて息子のものだとすぐにわかりました。初任給で作ったお気に入りのスーツは、ズボンタグの製造番号と田村の文字が決め手となりました。違うよねと、すぐには受け入れることはできなかった。あまりのショックで、健太だと、どうしても認めることができなかった。DNA鑑定をお願いしてしまいました。

震災半年、発見される方も少なくなっていた中で、やっと帰って来たのに、「お帰り」の言葉もかけてあげられなかった。どんな姿でもいいから抱いてあげればよかった、手を握って上げればよかったと、今になって思うのです。しっかりと身に着けていたネクタイピン、泥まみれの名刺から、もっともっと仕事をしたかったという、人生を突然断ち切られた息子の無念さを思うと、胸が苦しくなります。代わるものなら代わってあげたかった。

震災から1年、復興の妨げを理由に、支店は取り壊されました。私たち家族会は、銀行跡地に鎮魂の花壇を作り、季節の花を植えました。そして、ここで何があったのかを知らせる、手作りの看板も添えました。行員8人はまだ行方不明のまま、家族はその場に立ち、帰りを待ち続けるしかありませんでした。ガレキも片付き、更地となった跡地周辺には砂煙が舞い、遺族だけが取り残されてしまい、喪失感と悔しさでいっぱいでした。目の前には、他に類を見ない、横倒しになった4階建のビル。当時、被災地の状況を知るために、多くの方々が女川を訪れていました。ビルが横倒しになるくらい恐ろしい津波が来たことを、私たちの知る限りを伝えました。

## (9) 想いを語る

津波避難は、次々と逃げる事ができる高台に逃げなきゃ命は守れないんですよ、女川は海と高台がこんなに近いんです、時間があるから高台へ行ける、と言っていた

のに、なぜ逃げるができなかったのか、なぜ屋上だったのか。女性行員も地元の人たちです。この場にいることがどれほど危険なのか、十分に知り尽くしていた人たちだったのに。自分の身が危ないと思ったら、振り切って逃げてほしかった。

そして問いかけました。もし、あなたがあの時、ここで仕事をしていたらどう行動しましたか。上司の指示に逆らい、自分勝手な行動がとれたでしょうか。真剣に聞いてくれました。災害時、個人でいるか、集団でいるかによって、危機的な状況は全く違うんです。緊急時、企業・組織の中では個人の意見は言いにくい、そんな状況下で自分の命をどう守るのか考えてほしい。決して人ごとではない、自分のこととして一緒に考えてほしかったんです。無我夢中でした。

息子は、ちょっと生意気で勝気な子だったんです。でも、まじめで優しく真面目な子でした。私たちににとっては頼れる、誇れる息子です。訪れる人に、写真を見せながらその話をすると、目を潤ませて手を握ってくれました。

想いが伝わったその喜びに、悲しみが少し和らいだ感じがしました。女川の帰り道、そんな日は、よし、明日も頑張ろうと思えました。今になって思えば、悲しみを聞いてくれる人がいたから、私たちは立ち直ることができたのです。

2015年、支店跡地かさ上げ工事のため、鎮魂の花壇を医療センター下に移動しました。そして、家族が経費を出し合い、行員モニュメントを置きました。女川は、時間と共に震災の風景が消え、何もなかったように、復興がどんどん進んでいきました。息子がいた最期の場、風景を見て、聞いて、肌で感じてほしかった。これから社会に入って行く皆さんに伝えました。企業として預かる従業員の命に、真剣に向き合っているのか、企業選びの大切さ、その見極めをするのも自分なんですよ、将来に向けて、有事の際には、まずは命を守るという人命最優先の組織体制を作ってほしいと、お願いしました。

そしてかけがえのない命の大切さ。日々大切さ。皆さんもこれまで成長できたのも、ご両親をはじめ、周りの皆さんのおかげです、自分を支えてくれる周りの皆さんへの感謝を忘れないでください。一日一日を大切に、目標に向かって一生懸命に頑張る姿をご両親に見せることが、最大の親孝行です。そして人のいたみに寄り添える人になってください。親としての思いを伝えました。

#### (10) つなぐりに感謝

女川は自宅から片道約50km、息子に会いたい、そんな思いで車を走らせてきました。

息子の命を無駄にしたくない、役立ててほしい、その一心でした。二度と同じあやまちを繰り返してはいけない、命を語り継ぐことが未来の命を救うと、私たちは信じてきました。

息子の物は何一つ片付けられないけれど、悲しみが癒えるものでもないけれど、いつの間にか10年の月日が流れてしまいました。この活動は、私たちにとって、唯一息子と向き合えることなんです。私たちの生きる原動力となりました。活動を通して全国の方々と出逢い、沢山の人の心に心を寄せていただきました。そして多くのことを学ばせていただきました。

その出会いはやがて温かなつながりとなり、私たちの大きな支えとなったんです。私たちの上げる声は正しいのか、不安を抱える中で、この件は大切なことだからと背中を押してくれて、問い続ける私たちに勇気を与えてくださいました。息子がつながってくれたご縁に、あらためて感謝の思いです。

今回の法人立上げに際しましては、錚々たる方々にお世話人として、かかわっていただきました。あらためてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。いのちを守る取り組みに終わりはありません。今後、遺族が声を上げる、そのつながり、賛同の輪が広がっていったなら、きっと将来、命を守る社会の意識が変わっていくと信じています。



田村夫妻の講話（女川会場より）

健太の命を更に輝かせ、価値あるものにしてあげたい、その思いをより一層強くしています。沢山の方に寄り添っていただいたその恩を忘れません。ささやかな活動ではありますが、これからも精一杯、頑張っていきたいと思っています。今後ともよろしくお願ひいたします。

私たちは今、自然の恵みに感謝しながら、食べて元気と勇気が出る野菜作りに励んでいます。一つひとつの植えた種が芽吹き、野菜たちが成長する喜びを、子供を育てるようにとても愛おしく感じています。

人が生きる上で、環境や自然、そして人との関わり、コミュニティーがとても大切なことだとあらためて感じています。健太が幼い頃に遊んだ自然豊かな場所で、いのちの農園と名づけました。震災を伝える写真パネルが展示されたコミュニティースペースも隣接されています。あらたな取り組みとして、人が集い、心身を癒やし、いのちを学習する場になればと思っています。

最後になりますが、健太との突然の別れが、私の人生観を大きく変えました。親として何ができるのか、模索してきた10年でした。健太の葬儀の時、「健太を生かし続ける、いのちを役立たせる」と誓いました。その誓いが私たちの命題となっています。

この活動は、健太の姿は見えませんが、いつも健太と一緒に活動です。健太から渡された命のバトンを一本一本渡すことが、「いのちを大切に作る社会づくり」の一助になるように積み重ねて参ります。そして、健太との再会の時は、「あなたの命は、大きな役目を果たしたよ！」と報告できるよう、続けていきます。今後とも、皆様からのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

### 3. 法人世話人挨拶

一般社団法人健太いのちの教室の世話人の方々より、法人設立にあたり、シンポジウムのテーマである、いのちを大切に作る安全な社会づくりに向けたメッセージをいただいた。各地の方々より有益な発言を次々にいただき、オンライン方式の有用性が感じられた。

各世話人の略歴等は、以下の通りである。

- 齊藤賢治氏（一般社団法人大船渡津波伝承館館長）  
岩手県大船渡出身。元さいとう製菓(株)専務取締役。

二度と津波による犠牲者を出したくないとの思いから、大船渡津波伝承館を開館させ、自らも津波の語り部をしながら、日々、避難の重要性、防災の必要性について訴え続けている。

大船渡の震災状況と伝承の勉強に津波伝承館へ田村夫妻が訪問したことを契機に、「東日本大震災から学ぶべきもの」第1回フォーラム開催時に基調講演を担当した。

- ・渡辺実（㈱まちづくり計画研究所所長，防災・危機管理ジャーナリスト）

防災・危機管理の仕事に携わって40年余。国内外の自然災害被災地や大事故現場に足を運び、報道活動をはじめ復興や防災の啓蒙活動に力を注ぐ。『都市住民のための防災読本』（新潮新書）など著書多数。

田村夫妻の講演に度々足を運んでいただき、企業の危機管理・企業防災について助言いただいている。

- ・武田真一氏（宮城教育大学特任教授（3.11いのちを守る教育研修機構）、3.11メモリアルネットワーク共同代表）

東日本大震災時に河北新報社報道部長。編集局次長などを経て2016年4月新設の「防災・教室」室長に就任。震災伝承と防災啓発のプロジェクトに取り組んだ。2019年3月に定年退社し、宮城教育大学の新設組織「3.11いのちを守る教育研修機構」担当。

田村夫妻とは、河北新報社時代に知り合った。

- ・高橋眞氏（大阪市立大学大学院名誉教授，博士（法学））

民法学研究者で、『安全配慮義務の研究』（成文堂，1992年），『損害概念論序説』（有斐閣，2005年），『抵当法改正と担保の法理』（成文堂，2008年），『続・安全配慮義務の研究』（成文堂，2013年）を含む多数の著作がある。

七十七銀行津波事故での安全配慮義務に関して、「自然災害と使用者の安全配慮義務——七十七銀行事件の遺したもの」と題する論稿などがある。

- ・高木亨氏（熊本学園大学社会福祉学部准教授，博士（地理学））

災害等からの復興研究を中心に、地理学の視点を活かした地域支援、研究に従事している。

熊本学園大学の学生の方々への東北スタディツアーを企画立案し、七十七銀行女川支店事故の事案の研究と交流をさせていただき、それ以降も活動へ助言いただいている。

- 井出明氏（金沢大学准教授，博士（情報学））

社会情報学とダークツーリズムの手法を用いて，東日本大震災後の観光の現状と復興に関する研究を行う。著書に『ダークツーリズム拡張——近代の再構築』（美術出版社）などがある。

七十七銀行女川支店事故の事案も，上記の著作に掲載されている。

- 井若和久氏（徳島大学人と地域共創センター学術研究員，博士（工学））

地域防災の研究，事前復興プロジェクト推進に従事する。

女川町の現状視察でつながり，女川・徳島の関係づくりに尽力いただいている。シンポジウム後，3月12日の徳島大学オンライン講演「東日本大震災10年の教訓を徳島でどう活かしていくか？ 大切ないのちを守る企業防災～宮城県女川町から語り継ぐ～」を，田村夫妻が担当した。

- 室崎益輝氏（兵庫県立大学減災復興政策研究科科长）

災害研究の第一人者で，『地域計画と防火』，『ビル火災』，『危険都市の証言』，『建築防災・安全』など著作多数。

阪神淡路大震災の教訓を含めて，防災・伝承などの助言をいただいている。

- 小佐井良太氏（愛媛大学法文学部教授，博士（法学））

津波・事故死亡事案を含む遺族の思いと法と社会への影響に関する実証研究に従事する。

愛媛大学のゼミナール生を毎年女川へ引率し，七十七銀行女川支店事故の事案を研究している。

- 宮定章氏（和歌山大学災害科学・レジリエンス共創センター特任准教授，特定非営利活動法人 まち・コミュニケーション代表理事，博士（工学））

「まちづくり」，「学びの場づくり」，「交流の場づくり」を行い，主体的に行動できる人材を育成するための「育ちの場」を提供することで，豊かな地域社会の構築に取り組んでいる。

阪神淡路大震災の慰霊訪問からの繋がり，神戸・女川の交流と活動に助言をいただいている。

- 大城聡氏（東京千代田法律事務所，弁護士）

一般社団法人裁判員ネット代表理事，裁判員経験者ネットワーク共同代表世話人，福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）事務局長，築地市場移転問題弁護団事務局長を務めるなど，公益活動に従事している。

法人を立ち上げる際，ご協力いただいた。

- 北見淑之氏（北見法律事務所（仙台），弁護士），佐藤靖祥氏（さとう法律事務所（仙台），弁護士），千葉達朗氏（千葉達朗法律事務所（仙台），弁護士）

七十七銀行女川支店津波事故弁護団弁護士の方々に，裁判後も田村夫妻を支えている。

#### 4. パネルディスカッション

休憩を挟み，パネルディスカッション「いのちを大切に作る安全な社会づくりをめざして」を行った。パネリストは，田村孝行氏・弘美氏（健太いのちの教室代表理事・七十七銀行女川支店津波事故遺族）のほか，以下の通りである。

- 美谷島邦子氏

1985年の日航機墜落事故ご遺族（当時9歳のご子息を亡くした）。一般社団法人いのちを織る会代表理事，遺族で作る「8・12連絡会」事務局長で，航空機事故の安全確保や遺族のサポートに向けた活動を行っている。精神障害者の支援施設を運営する特定非営利活動法人の理事長，精神保健福祉士，栄養士でもある。

- 加山圭子氏

2005年の東武伊勢崎線竹ノ塚踏切事故ご遺族（実母を亡くした）。紡ぎの会代表で，踏切事故発生時は自ら事故現場に出向き，原因の究明を改善に向けた活動を行っている。

- 市川正子氏

2006年のシンドラエレベーター事故ご遺族（当時16歳のご子息を亡くした）。赤とんぼの会代表で，エレベーターの安全確保に向けた活動を行っている。

- 永野海氏

静岡市の中央法律事務所に勤務する弁護士。弁護士業務の傍ら，防災・被災者支援活

動をライフワークとし、津波避難の防災すごろくや被災者生活再建支援等ゲームを発案し、各地で啓発活動に尽力している。

- 飯考行氏

専修大学法学部教授。法社会学を専攻し、司法制度、災害法の研究を行っている。パネルディスカッションのコーディネーターを兼ねる。

パネルディスカッションでは、各パネリストによる自己紹介の後、意見交換がなされた。

美谷島、加山、市川の各氏からは、田村さんと災害と事故で違いはあるとはいえ、遺族として、大切な家族の命を奪われた者同士、関係者の協力の中で、その命を生かしたい思いが語られた。永野弁護士は、法人「健太のいのちの教室」の発案者であり、自身も亡くなった健太さんの生徒として、田村ご夫妻らの活動を支援していきたい旨を述べた。

田村弘美氏からは、東日本大震災10年を前にしてメディアの報道が増加しているところ、違和感を覚える旨が語られた。なぜ息子の命が助からなかったのかずっと疑問があり、その犠牲と向き合い、受け入れ、息子と一緒にいたい思いがあり、女川であった事実を多くの人に知ってもらうために、この10年間を過ごし、女川に通い、語り部などの活動を続けてきたとのことであった。

法律面では、飯より、東日本大震災津波事故で16件ほどの遺族による損害賠償請求訴訟が確認されるどころ、大川小学校事故などを除けば、遺族の請求は認められずまたは和解で終わっていることが報告された。永野弁護士からは、あわせて津波事故の教訓が示された。

美谷島、加山、市川の各氏からは、その尽力で実現した、日本航空安全啓発センター開設、竹ノ塚駅付近の線路の高架化や、港区「安全の日」の制定のほか、事故原因の調査・究明、被害者支援、事故に関わる企業・省庁への働きかけ、民事・刑事裁判や法改正などに関するお話をいただいた。遺族にとって、事故を思い返すことはつらいが、忘れられることはもっとつらく、事故の種類を問わず一緒に声を上げ続けていきたいとのことであった。永野弁護士は、BCP（事業継続計画）の観点から、津波事故の事例にかんがみて、企業等の財産よりも、従業員の命を守ることが重要で、そのための組織改革が求められていることを説いた。



女川会場



東京会場

時間の制約により、各パネリストの豊富な経験、思いや考えを十分に披瀝いただくことはかなわなかったものの、様々な事故問題を多くの人とともに考え、一人一人の命を大切にする安全な社会づくりに向けて尽力し、警鐘を鳴らし続けることの重要性が確認され、田村夫妻の今後の活動へのエールが送られた。

これらの議論を受けて、最後に、田村孝行氏より、他のパネリストは自身の先を行く道標で、背中を追っているところであり、事故の原因究明や企業防災の改善に向けて、企業と遺族の枠を外して取り組み、未来をつかっていきたい旨が語られた。弘美

氏も、素晴らしいパワーに圧倒されており、後を追いかけていっていきたくとも、企業・組織防災の向上に向けて、世話人を含む研究者や実務家の方々にもご協力いただきたいとのことであった。飯からは、柳田氏の「2.5人称（近すぎず離れすぎず、寄り添って併走する立ち位置）」の言葉を引いて、市民と専門家が安全な社会づくりに向けて協働することの重要性が指摘された。

## 5. 柳田邦男 「まとめの言葉」

最後に、柳田邦男氏（略歴等は以下）より、シンポジウムのまとめの言葉をいただいた。

- 柳田邦男氏

ノンフィクション作家、評論家。

事故犠牲者遺族とともに歩み、航空機事故、医療事故、災害、戦争などのドキュメントや評論を数多く執筆している。

柳田氏からは、40分ほどにわたり、本シンポジウムを振り返っての貴重なまとめの言葉をいただいた。特筆すべき点として、被害者・被災者の社会的な位置づけが20世



柳田邦男氏のまとめ

紀終わり頃からのこの四半世紀で大きく変わってきたこと、世話人を含む大学の他分野にわたる専門家がこのようなシンポジウムや社団法人に関わって多角的な意見交換や問題提起に関わる点で画期的であったこと、行政や企業にも変化が表れていることと、悲しみは消えるものではないという原点に還ることが重要であることの、主に4点が挙げられた。

たくさんの情報の詰まった非常に密度の濃い内容で、多くの専門家が関わった今回のシンポジウムは貴重であるとして、活字化と出版公表を強く薦められた。

## おわりに

以上がシンポジウムの概要である。当日は、土曜日午後のオンライン開催にもかかわらず、100名ほどの参加があった。津波事故犠牲者遺族、法人世話人、事故遺族等の報告や発言をいただき、いのちを大切にする安全な社会づくりに向けて意見を交換する、貴重な機会になったものと思われる。

また、オンライン上のチャット機能を用いて、多くの質問や意見が寄せられ、パネリスト等により応答されるとともに、チャット上で参加者間の意見交換も行われていた。対面式のシンポジウム開催が実現すれば、それも越したことはなかったものの、各地からの参加者があり、質疑応答や意見交換がチャット上で飛び交い、オンライン方式の利点もあったように思われた。終了時間は予定の16時よりも30分余り超過したが、来場者にオンライン上で記入を依頼した本シンポジウムに関するアンケート評価は、「よかった」89%、「どちらかといえばよかった」11%で、好評であった。筆者は東京会場におり、事前のオンライン上での打ち合わせ、リハーサルや、慣れない機材設営に苦心し、シンポジウム自体を配信の大きな不調なく終えられたことに安堵したが、内容も充実したものとなり何よりであった。

最後になるが、パネリストの田村孝行・弘美夫妻、世話人各位、美谷島邦子氏、市川正子氏、加山圭子氏、永野海氏、柳田邦男氏、ならびに運営にご助力いただいた松野芳子氏（東京会場）および三浦隆一氏（女川会場）とオンライン・会場の参加者各位に、あらためてお礼申し上げたい。また、コロナ禍の中、一年越しの主催を支えていただき、パネリストへの謝金支出および開催告知などでご協力いただいた、専修大学法学研究所の所長、事務局長ならびに所員の方々に、感謝する次第である。